

別表1 (第5条関係)

山梨県リサイクル製品認定基準

区分	認定基準等
環境等への配慮	<p>次のすべての基準を満たす環境等に配慮したものであること。</p> <p>(1) 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準等、所要の環境基準に適合していること。</p> <p>(3) 製造にあたって、大気汚染、水質汚染、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) 日本工業規格（JIS）又はエコマーク商品認定基準に適合して製造加工されている製品であること。</p> <p>(2) その他公的な機関が定める品質等の基準に適合して製造加工されている製品であること。</p> <p>(3) 知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの。</p>
その他の基準	<p>次のいずれかの基準に適合していること。</p> <p>(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条第1項に基づき県が作成する環境物品等の調達を図るための方針（山梨県グリーン購入の推進を図るための方針）の「5 調達手続き 1）」に適合すること。</p> <p>(2) 知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの。</p>

特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（PHが2.0以下の廃酸）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
- ・ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等（特定有害産業廃棄物）等

特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物（感染性一般廃棄物）等